

隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル実施要領

1 目的

隠岐の島町が行うふるさと納税業務のうち、寄附の受付、寄附金の収納、寄附者情報の管理、返礼品の調達、発送等を民間事業者へ委託することにより、事務の効率化及び、民間事業者の有する技術や知見を活用することで、より効果的に寄附者の拡大を目指し、寄附金の増加並びに本町の魅力発信を図る。

隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託の実施にあたっては、業務遂行に要する価格のみではなく事業者に係る業務実績、専門性、技術力、企画力、創造性等を勘案し、総合的な見地から判断して、最適な事業者と契約を締結する必要があることから、プロポーザル方式により契約の相手方となる候補者を選定するものである。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務仕様書」による

(3) 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日

予算成立後に随意契約を締結する。

(4) 委託料の上限

委託料は、寄附金額に一定割合を乗じた額とし、上限を10%とする（消費税及び地方消費税を除く）。

なお、委託料に返礼品及び返礼品発送経費は含まない。これらの経費は別途実績額を支払う。

【参考実績：過去3年間の隠岐の島町ふるさと納税の実績】

令和3年度 1, 125件 44, 138, 923円

令和4年度 924件 51, 300, 740円

令和5年度 1, 081件 32, 913, 620円

(5) 町の経費負担

受託者に支払う経費は次のとおりである。

ア 業務委託料

イ 返礼品に係る経費

返礼品に係る経費は寄附金額の3割の額を上限とし、返礼品の経費には、梱包代など諸経費と、消費税を含むものとする。

ウ 返礼品配送に係る経費

返礼品の品質に影響を及ぼさない配送方法で、合理的な配送価格に対して配送経費実費を負担する。

3 事務局

隠岐の島町役場 地域振興課 政策企画係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

電話番号 代表 08512-2-2111

直通 08512-2-8570

E-mail : chiiki@town.okinoshima.shimane.jp

4 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしている事業者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規程に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続きの申し立てがなされていない者（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けているものを除く。）であること。
- (3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) プロポーザルに参加しようとする他者との間に次に掲げるいずれかの関係が無いこと。
 - (ア) 親会社と子会社の関係
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係
 - (ウ) 一方の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている関係
 - (エ) 前5号と同視し得る資本関係又は人的関係
- (6) 隠岐の島町内に本店、支店又は事業所を有していること。

5 失格要件

次のいずれかに該当する場合には失格となることがあります。

- (1) 提出資料等が本実施要領の記載方法及び提出方法に合致しない場合
- (2) 虚偽の内容が記載されている場合
- (3) その他本実施要領に違反すると認められる場合
- (4) 審査委員会の委員に対し、直接又は間接的に連絡を求めた場合【審査委員名簿参照】
- (5) 選考の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を締結するまでの間に5参加資格の資格要件を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

6 実施スケジュール

現段階において想定するスケジュールは次のとおりであり、審査以降の日程については変更する場合がある。

項 目	日 程
募集の公告（実施要領等の配布）	令和7年2月3日（月）
参加表明書の受付期間	令和7年2月3日（月）～令和7年2月14日（金）午後5時
企画提案書の提出期間	令和7年2月3日（月）～令和7年3月4日（火）午後5時
参加資格合否決定期限	令和7年2月18日（火）
質問書受付期間	令和7年2月3日（月）～令和7年2月25日（火）午後5時
質問書回答期限	令和7年2月28日（金）
企画提案審査	令和7年3月18日（火）（予定）
結果の通知（発送）	令和7年3月25日（火）（予定）

7 関係資料の交付

プロポーザル募集に関する実施要領等の下記資料は隠岐の島町公式ホームページからダウンロードできます。

また、希望者には事務局にて、電子データを交付する。

（URL：<http://www.town.okinoshima.shimane.jp>）

- （1） 公告文
- （2） 隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル実施要領
- （3） 隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務仕様書
- （3） 隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル評価要領
- （4） 隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル参加表明書等作成要領
- （5） 隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル企画提案書等作成要領
- （6） 各様式

8 質問受付及び回答

プロポーザル実施に係る質問及び回答は、次のとおり実施する。質問は要旨を簡素にまとめ、質問書（様式第2号）により提出すること。

- （1） 提出期限 令和7年2月25日（火）午後5時（必着）
- （2） 提出先 事務局
- （3） 提出書式 質問書（様式第2号）
- （4） 提出方法 電子メールにより行うこととし、持参、口頭又はFAXによる質問は受け付けない。なお、電子メールの表題は「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル質問書」とし、送信すること。
- （5） 回答期限 令和7年2月28日（金）
- （6） 回答方法 隠岐の島町ホームページに掲載

9 参加表明書の提出

- （1） 提出期限 令和7年2月14日（金） 午後5時（必着）
- （2） 提出先 事務局
- （3） 提出方法 持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）

- (4) 提出書類 (各 1 部)
- (ア) 参加表明書 (様式第 1 号)
 - (イ) 会社概要書 (様式第 3 号)
 - (ウ) 財務諸表
 - (エ) 消費税及び地方消費税の納税証明書 (写し)
 - (オ) 隠岐の島町の町税納税証明書
 - (カ) 契約の締結についての権限を委任する書類(町在住者に限る。)
 - (キ) 権限を委任する代表者の住民票
 - (ク) 商業登記簿謄本(写し)
- (5) 作成方法
- 「ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル参加表明書等作成要領」を参照し、作成すること。
- (6) 参加資格の審査結果
- 提出された参加表明書等について参加資格要件を満たしているかを事務局において審査する。結果は期限までに適正に提出した全ての事業者、電子メールで通知し、企画提案書の提出を要請する。また、企画提案書審査への参加決定事業者には、実施日時及び場所を改めて通知する。

10 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和 7 年 3 月 4 日 (火) 午後 5 時 (必着)
- (2) 提出先 事務局
- (3) 提出方法 持参又は郵送 (配達証明付書留郵便に限る。) とし併せて電子データを 1 式提出すること。
- (4) 提出書類
- (ア) 企画提案提出書 (様式第 4 号)
 - ① 1 部提出
 - (イ) 企画提案書
 - ① 10 部提出 (9 部「企業名無し」、1 部「企業名有り」)
 - ② 原則、A 4 サイズ、片面とする。
 - ③ 様式自由
 - ④ 文字サイズは 10.5 ポイント以上
 - ⑤ カラー可、図、絵、写真等の使用は可
 - ⑥ 次の提案内容を簡潔に記載すること。(a~h 各 1 枚以内)
 - ⑦ 提案内容に根拠となる資料があれば添付すること。
- 【提案内容】企画提案は、別紙仕様書の業務内容をふまえ次の事項について簡潔にわかりやすく説明すること。また、提案内容は根拠をもって説明し、別途資料があれば併せて提出すること。
- a. 実施体制について
 - ・本業務の実施体制について説明すること。
 - b. 個人情報保護対策について

- ・個人情報の漏えい防止のための対策について説明すること。
- c. 返礼品の発注及び配送管理について
 - ・返礼品の発注及び在庫状況の確認等、返礼品の配送管理は適切か説明すること。
 - ・季節限定品や定期便等についても、適切な管理、発送ができるか説明すること。
 - ・配送遅滞や返礼品の瑕疵等のトラブルがあった場合にも適切に対応することができるか説明すること。
- d. 返礼品提供事業者との調整について
 - ・返礼品提供事業者との連携・協力体制を十分に構築し、現在の返礼品提供事業者が負担感なく引き続き事業に参加することができるか説明すること。
- e. 寄附者等からの問い合わせ対応について
 - ・寄附者等からの多様な問い合わせ、相談、苦情に対して、迅速かつ誠実な対応が可能か説明すること。
- f. 新たな返礼品の企画・選定について
 - ・新たな事業者の開拓及び魅力ある返礼品の開発・拡充が可能か説明すること。
- g. 自社の優位性について
 - ・寄附金額の拡大に係る優位性等について説明すること。
- h. 経費の妥当性について
 - ・企画提案内容に見合った適切な見積金額か説明すること。

(ウ) 業務工程表

- ① 10部提出（9部「企業名無し」、1部「企業名有り」）
- ② 様式自由。ただし、A3サイズ、横長片面で1枚以内
- ③ 文字サイズは10.5ポイント以上

(エ) 当該業務委託料に係る見積書

- ① 2部提出（1部「企業名無し」、1部「企業名有り」）
- ② 様式自由。
- ③ 見積書の宛先は隠岐の島町長とし、見積金額は、寄附金あたりの%を記入すること。

11 審 査

(1) 審査委員会

企画提案書の審査、評価及び最も優れた企画提案書の特定は、「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。本プロポーザルに関して、企画提案書提出者が1名の場合であっても、審査委員会において内容の審査を行い選定の可否を決定する。

(2) 企画提案審査

提出された企画提案書等並びにプレゼン等の説明及び質疑応答の内容を総合的に判断し、最優秀者及び次順位者を特定する。

(ア) 開 催 日 令和7年3月18日（火）（予定、別途通知）

(イ) 場 所 隠岐の島町役場 201会議室

(ウ) 時間構成 プレゼンテーション20分以内

（プレゼンテーション後、審査委員の質疑を行います。）

(エ)留意事項

- ①プレゼン等には業務責任者の出席を必須とし、出席者は3名以内（パソコン操作員含む）とする。
- ②プレゼン等は公開とし、出席する者は参加者を特定できる表示をしてはならない。
- ③パワーポイント等の画像の投影については、その内容が企画提案書に合致し、提案内容の理解を助けるものである場合に限り認める。プロジェクター及びスクリーンは用意するが、その他の機器は各自で用意すること。（HDMI 端子接続）

(オ)審査の評価基準等は、別紙「隠岐の島町ふるさと納税推進事業委託業務プロポーザル評価要領」のとおりとする。

(カ)審査結果の通知

全ての参加者に電子メール及び文書で通知する。

1 2 費用負担

本プロポーザルに参加する一切の費用は、参加者の負担とする。

1 3 業務委託契約の締結

町は、最優秀提案者に対し、契約に係る優先交渉権を付与するものとし、契約交渉により本町と合意に至った場合、随意契約を締結することとする。最優秀提案者との契約が不調となった場合には、次点者と交渉を行うこととする。

1 4 その他事項

- (1) 業務内容についての詳細は実施要領によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しなかった者及び企画提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、企画提案書を提出できないものとする。
- (3) 提出期限までに企画提案書を提出しなかった場合は、辞退したものとみなす。また、企画提案審査に遅刻・欠席した場合は辞退したものとみなす。（ただし、やむを得ないと認められる理由がある場合を除く。）
- (4) 提出書類の著作権は、隠岐の島町に帰属することとする。
- (5) 提出書類は、プロポーザル選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物等への掲載、展示等に使用する。
- (6) 参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の業務責任者及び担当者は、特別な場合を除き、変更することはできない。
- (7) 提出書類は、返却しないものとする。
- (8) 審査の経緯及び結果について、異議申し立ては受け付けない。
- (9) 特定された企画提案書の提案内容は実際の業務にそのまま採用されるものではない。